

規制対象・・・ 6 施設類型・大規模施設

- ① 塗装関係施設
- ② 接着関係施設
- ③ 印刷関係施設
- ④ 化学製品製造関係施設
- ⑤ 工業用洗浄関係施設
- ⑥ VOC の貯蔵関係施設

排出基準(対象施設となる VOC 排出施設及び排出基準)

VOC 排出施設・規模要件		排出基準
塗装施設 (吹付塗装に限る)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時 以上のもの	自動車製造の用に供する 塗装施設(吹付塗装に限る) ○既設: 700ppmC ○新設: 400ppmC
		その他の塗装施設 (吹付塗装に限る) 700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に 係るものを除く)	排風機の排風能力が 10,000m ³ /時 以上のもの	木材・木製品(家具を含む) の製造に供するもの 1,000ppmC
		その他もの 600ppmC
接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造に供する施 設及び下欄に掲げる施設を除く)	排風機の排風能力が 15,000m ³ /時 以上	1,400ppmC
印刷回路用銅張積層板、 合成樹脂ラミネート容器包装、 粘着テープ、粘着シート又は 剥離紙の製造における接着 の用に供する乾燥施設	排風機の排風能力が 5,000m ³ /時 以上のもの	1,400ppmC
グラビア印刷の用に 供する乾燥施設	排風機の排風能力が 27,000m ³ /時 以上のもの	700ppmC
オフセット輪転印刷の用に 供する乾燥施設	排風機の排風能力が 7,000m ³ /時 以上のもの	400ppmC

化学製品製造の用に 供する乾燥施設	排風機の排風能力が 3,000m ³ /時 以上のもの	600ppmC
工業製品の用に供する 乾燥施設	洗浄剤が空気に接する 面の面積が 5m ² 以上のもの	400ppmC
ガソリン、原油、ナフサ その他の温度 37.8 度において 蒸気圧が 20 キロパスカル を超える揮発性有機化合物の 貯蔵タンク〔密閉式及び浮屋根 式(内部浮屋根式を含む。) ものを除く。〕	1,000kl 以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kl 以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC

注)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注)「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

注)「乾燥施設」は VOC を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものである。

注)「ppmC」とは排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。